小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第６９号

奈良県橿原市雲梯町890番地の４

再生債務者　ミヤビガーデンクラフトこと　村山　雅彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月24日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第６０号

千葉県流山市駒木1080番地の13

再生債務者　磯川　文彬

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年10月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月23日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第３２９号

千葉県船橋市三咲１丁目11番24号

再生債務者　田島　成充

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成24年５月22日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第１２号

岐阜県美濃加茂市下米田町西脇1195番地１

再生債務者　杉本　友一

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月24日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（再イ）第２８号

鳥取県米子市河崎890番地２

再生債務者　岡田　清巳

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月23日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第４号

埼玉県三郷市谷口606番地４

再生債務者　柿澤　高一

1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月14日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月28日から平成24年７月５日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第１号

大分県速見郡日出町大字大神8015番地３

再生債務者　河野　修一

1　決定年月日時　平成24年５月25日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月22日まで

4　一般異議申述期間　平成24年７月６日から平成24年７月27日まで

大分地方裁判所杵築支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２０号

千葉県浦安市海楽１丁目６番48号

再生債務者　古庄　弘人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月６日まで

平成24年５月22日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１号

岩手県一関市藤沢町増沢字下薗沢50番地２

再生債務者　佐藤　優二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月15日まで

平成24年５月25日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（再ロ）第２２号

埼玉県川口市朝日６丁目５番14号

再生債務者　伊藤　　昇

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月15日まで

平成24年５月25日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１号

大分県杵築市大字八坂2665番地２

再生債務者　長田　智志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月15日まで

平成24年５月25日

大分地方裁判所杵築支部再生係

平成２３年（再ロ）第４号

佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1497番地

再生債務者　宮崎　政明

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月20日まで

平成24年５月23日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（再ロ）第１４号

兵庫県姫路市北条宮の町228番地　リベール姫路駅前Ⅱ502号

再生債務者　山中　英樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月21日まで

平成24年５月24日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再ロ）第５号

京都市西京区桂池尻町41番地17

再生債務者　岡崎　龍治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月25日まで

平成24年５月25日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１０００３号

埼玉県草加市氷川町830―１―704

再生債務者　松本　　稔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月24日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第４号

大阪府枚方市北山１丁目44番５号

再生債務者　松宮　和治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年５月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年５月24日

大阪地方裁判所第６民事部

官公署からのお知らせ

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するテイエムエム（住所愛知県豊橋市つつじが丘三丁目一二番地一一）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月十五日

平成二十四年六月四日　第一〇六号（号外第一〇六号）

愛知県豊橋市神野新田町字カノ割九九番地

代表取締役　株式会社イマダ

今田　敏彦